

大都市における災害対策に関する指定都市市長会提言

平成30年北海道胆振東部地震では、多くの尊い命が奪われるとともに、建物や道路等の都市インフラの損壊にとどまらず、過去に例をみない大規模な停電が、長時間にわたり北海道全域で発生するなど、市民生活に多大な影響を与えました。

長時間の停電によって、交通機関は麻痺し、多くの高層建物や宿泊施設においては、断水の発生や、エレベーターの停止によってその機能を失いました。これらは都市部特有の課題でもあり、今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害に備え、電力を安定的に供給・確保するための施策を推進する必要があります。

また、被災された方への支援については、これまで国において積極的に取り組まれておりますが、被災者が早期に生活再建を進めるためには、被災者の実態を踏まえた一層の支援制度の見直しが必要です。

指定都市市長会として、大規模災害に備えた災害対策を推進するため、以下のとおり提言します。

1 災害時における電力の安定的な供給体制の確保等

(1) 再発防止策と情報共有

大規模停電の再発防止策を早期に策定するとともに、災害時にはよりきめ細かく電力需給等に係る情報共有を行うこと。

(2) エネルギー供給に関する支援

電力ネットワークの強化を図るとともに、再生可能エネルギー・コージェネレーションシステム等の自立分散型電源設備の導入等による、都市のエネルギー供給の強靭化に向けた支援を強化すること。

(3) 水素エネルギーの普及・拡大

水素エネルギーは分散型エネルギーとして、災害時の多様な活用が期待されることから、水素サプライチェーン構築の実証事業への継続的支援や技術開発、水素発電の導入に向けた検討を進めるなど、コストの低減や水素エネルギーの利用促進等に資する施策を推進すること。

また、家庭用・業務・産業用の燃料電池及び燃料電池自動車の普及に係る財政的支援等の施策についても継続的に取り組むこと。

(4) 非常用発電設備設置への支援

ア 指定避難所

指定避難所となる公立学校への自家発電設備などの導入のため、学校施設環境改善交付金の補助率嵩上げや補助制度の新設等、財政支援の拡充を図ること。

イ 医療施設

基幹災害拠点病院や地域災害拠点病院に補助対象が限定されている医療提供体制施設整備交付金について、多くの医療施設が活用できるよう、自家発電設備の導入や備蓄燃料貯蔵設備の新增設に関する制度の拡充、要件緩和を図ること。

ウ 社会福祉施設等

特別養護老人ホーム、障害者支援施設などの社会福祉施設や保育所等の自家発電設備の導入や備蓄燃料貯蔵設備の新增設に対する支援の拡充を図ること。

エ 民間企業等

中小企業や宿泊施設等の自家発電設備の導入や備蓄燃料貯蔵設備の新增設に対する支援の拡充を図ること。

2 被災者への支援

(1) 被災者生活再建支援制度の見直し

被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金について、半壊世帯及び敷地被害世帯が、解体を伴わない場合も支給対象となるよう、対象者の拡大を図ること。また、同法の適用にあたっては、同一災害においては全ての被災区域を支援対象とするなど地域間で格差が生じないように見直すこと。

(2) 被災者の住宅確保への支援

住宅金融支援機構による災害復興住宅融資について、利率の引き下げ等、既往の激甚災害におけるものと同等の取扱いとすること。また、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げる際には、宅地建物取引士による地方自治体への対面での重要事項説明を省略できるようにすること。

(3) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定

罹災証明書の交付に係る被害認定基準運用指針の内容について、より被害の実態に応じたものとなるよう、簡素化も含め、被災自治体からの情報を踏まえて必要な改定を行うこと。

(4) 避難環境の改善

避難を必要としながらも車中泊や自宅での生活を続けざるを得ない被災者のため、被害状況や各自治体の実情、適切な生活支援の必要性を考慮しながら、トレーラーハウスの活用等を含めた多様な避難環境の整備について、有効な支援策を検討すること。

平成30年12月26日
指 定 都 市 市 長 会